⑵　獣医師、民間団体等との連携と地域住民の参画等による普及啓発

傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、地域住民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町村、獣医師（獣医師団体を含む。）、動物園、自然保護団体等と連携しながら、収容、終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制を構築し、研修等を通じてそれらの人材の育成を図る等、行政の指導監督等一定の関与の上で民間による積極的な取組を推進する。

なお、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、都道府県民に対し周知徹底する。

⑶　傷病鳥獣の個体の処置について

傷病鳥獣救護がなされた個体については、法令の必要な手続を行った上で、必要なデータを収集し、⑴で明確化した目的及び意義に適合し、放野が可能な個体については、治療、リハビリテーション及び放野を行う。放野が不可能又は⑴で明確化した目的及び意義を踏まえて放野することが適当ではない個体については、治療、繁殖・研究若しくは教育のための活用、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死等を検討する。

収容に当たっては、法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。また、非狩猟鳥獣については、法に基づき、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日以内に、飼養登録をしなければならないことに留意すること。

⑷　感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第２条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

⑸　放野

放野は以下のような考え方を基本として対応する。

ア　対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。

イ　発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適当又は困難な場合には遺伝的な攪乱（かく）を及ぼすことのないような場所を選定する。

ウ　感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

5　油等による汚染に伴う水鳥の救護

都道府県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ、連絡体制を整備する。また、民間含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を、受講させるよう努める。

6　感染症への対応

鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び都道府県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

⑴　高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、家畜衛生部局等と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努める。

⑵　その他感染症

その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の鳥獣に異常がないか監視に努める。

7　普及啓発

⑴　鳥獣の保護及び管理についての普及等

鳥獣の保護及び管理についての普及啓発については、年間計画を立て、鳥獣の保護活動に関する実績発表大会を開催する等、地域の特性に応じた効果的な事業を実施する。普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明することが必要である。また、捕獲した鳥獣を可能な限り食肉等として活用することを推進するよう努める。

また、愛鳥週間の行事としては、探鳥会、講演会等を積極的に実施するとともに、生態系への影響に配慮しつつ在来種による食餌植物の植栽等を行う。

⑵　安易な餌付けの防止

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に努める。また、地域住民に対する普及啓発は、以下の点について留意して推進する。

ア　安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。

イ　観光事業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行う。

ウ　生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘引餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

⑶　猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

⑷　野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により都道府県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に「野鳥の森」や水鳥の観察施設等を整備するよう努める。

⑸　愛鳥モデル校の指定

鳥獣の保護思想の普及の一環として、愛鳥モデル校を、期間を定めて指定するよう努める。愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的な配置を考慮して指定するほか、必要に応じ、高等学校その他の学校等についても指定することができる。なお、愛鳥モデル校においては、学校周辺に身近な鳥獣生息地の保護区を指定するよう努める。

⑹　法令の普及の徹底

本法の適用除外等特に都道府県民に関係のある事項については、都道府県広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図るよう努める。